

役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 恵生会（以下「法人」という。）の役員、評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員の報酬について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、法人の理事及び監事をいう。

第3条 役員等に報酬として支給する金額は、次のとおりとする。但し、委員会の出席状況に即して支給するものとする。

- | | | |
|----------------|----|-----------------|
| (1) 理 事 | 年額 | 50,000円 |
| (2) 監 事 | 年額 | 50,000円 |
| | 日額 | 10,000円（内部定期監査） |
| (3) 評議員 | 年額 | 30,000円 |
| (4) 評議員選任・解任委員 | 日額 | 10,000円 |
| (5) 第三者委員 | 日額 | 10,000円 |

但し、上記の金額は源泉徴収額を引いたあとの金額とする。

(支払方法)

第4条 第3条にある報酬は、当該年度分を当該年度内に支払うものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月22日から施行する。